

育児休業給付の支給対象期間延長 手続きについて

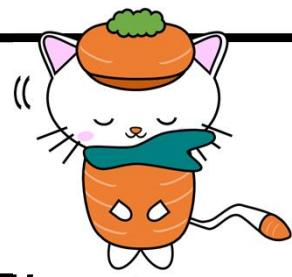
1歳6ヶ月にかかる延長手続きについて

市区町村に再度の利用申し込みが必要になります。

必要な書類

- 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

- 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し



ポイント

- ① 入所申込年月日が子が1歳6ヶ月に達する日までの日付となっていること
- ② 入所希望日が子が1歳6ヶ月に達する日の翌日以前の日となっていること
- ③ 合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと

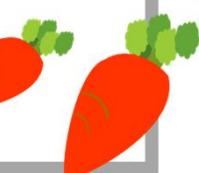
- 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

ポイント

発行年月日が子が1歳6ヶ月に達する日の翌日の2ヶ月前の日以降となっていることが必要です。
4月入所申し込みの場合は3ヶ月前の日以降

注意

- 1歳の延長の際に提出された申込書（写）、入所保留通知書では原則延長が認められません。
- 空きがないから申し込みしなかった場合、延長が認められません。



保育所への申し込みができない場合やご不明な点などございましたら、
早めにハローワークにご相談ください。